

目次

はじめに

第一章 理論編

第1節 CSR とは

1-1. ヨーロッパ

1-2. アメリカ

1-3. 日本

第2節 動物愛護とは

2-1. 動物倫理

2-2. 動物愛護管理法

2-3. 犬猫の殺処分

2-4. 動物実験

第二章 ケース分析編

1. L'Oréal

2. Zappos.com

3. 共立製薬株式会社

4. 小林製薬

第三章 考察・提言

おわりに

参考文献

はじめに

近年、保健所に引き取られ、殺処分される犬や猫などの動物数が減少しつつある一方で、動物虐待などの耳をふさぎたくないような悲惨な事件があとを絶たない。また、動物愛護団体の中にも、「殺処分ゼロ」をうたっている一方で、その実態は狭い収容所の中にたくさんの保護犬を収容し、数字上の目標を達成するためだけに、動物虐待と変わらないような劣悪な環境の中で飼育を行っている団体もあるという。私自身、動物が好きなのでこのような痛ましいニュースを目にするたびに、何かしらの形でこのような事件や現状を少しでも良い方向へ持っていくことはできないかと考えた。そのとき、私は就職活動を行っており、様々な企業の説明会に参加することがあり、その中で「CSR(Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任」という言葉を耳にすることが多かった。様々な企業がそれぞれの CSR 活動を行っており、企業は自社の利益の追求だけではなく、自社の活動が社会や環境に及ぼす影響に対しても責任をもち活動しなければならないという話を聞き、社会ではより一層、CSR の重要性が高まりつつあるのだと知った。そこで、私はこの CSR 活動という側面から動物たちの暮らす環境を変えていくこともできるのだと考え、このテーマを選択した。

しかし、現在、CSR としての動物愛護活動を行っている企業をあまり聞いたことがなかった。そもそも、日本は欧米諸国に比べて動物愛護後進国であるといわれている。その背景には、欧米諸国はもともと狩猟民族であり、昔から動物を仲間やパートナーであると考えてきたため、動物愛護活動が盛んに行われてきたことがある。一方で、日本は農耕民族であったため、動物をパートナーと考える文化が育たず、動物は人間がかわいがる対象としての「愛玩具」と考えられることが多く、動物の暮らす環境などを配慮した法整備などがあまり行われてこなかった。そのため CSR としての動物愛護活動もあまり普及していないのが現状である。

本論文では、各国の CSR に対する考え方の違いや歩んできた歴史を踏まえたうえで、動物愛護の現状や課題を確認したのちに、様々な企業の CSR としての動物愛護活動を分析してゆく。そして、企業は今後どのように CSR としての動物愛護に向き合っていくべきか提言していきたい。

第1章 理論編

第一節 CSR とは

CSR とは「Corporate Social Responsibility」の略称で、「企業の社会的責任」と訳される。近年、「企業の社会的責任」に対する世の中の関心の高まりとともに、CSR という言葉は急速に社会に浸透してきた。しかし、その言葉の解釈に関しては各国の歴史や文化などによって価値観や倫理観が違うため、企業関係者や研究者の中で一致した見解が出ていない。ここでは、CSR について大きく分けて、ヨーロッパ、アメリカ、日本における CSR の概念についての特徴を比較していく。

1-1. ヨーロッパ

まずは、ヨーロッパにおける CSR の概念についてみていく。2002 年に欧州委員会は、産業界、労働組合、環境 NGO、社会関係 NGO および途上国問題を扱う NGO が集い、CSR の方向性を議論するマルチステークホルダー・フォーラムを設立した。そして、2004 年にはヨーロッパにおけるステークホルダーの総意としての CSR の定義が明確になった。以下に、マルチステークホルダー・フォーラム報告書による CSR の定義を記載する。

「CSR とは、社会面および環境面の考慮を自主的に業務に統合することである。それは、法的要請や契約上の義務を上回るものである。CSR は法律上、契約上の要請以上のことを行うことである。CSR は法律や契約に置き換わるものでも、また、法律及び契約を避けるためのものでもない。」

この定義にも表されているように、ヨーロッパの CSR の特徴は 3 つある。一つ目は、CSR の定義の中に「社会面および環境面」という文言があるように広範な社会、人権問題に軸を置いた CSR 活動が多いことである。これには 90 年代の深刻な失業など社会が抱える問題を背景がある。二つ目が、自主性や主体性が重んじられることである。法律や契約の求めを超えた行為を自主的に行わなければならないため、法令や契約上の義務の履行やフィランソロピーを CSR に含めていないのである。そして、三つ目が社会面及び環境面の考慮を「業務に統合する」ことである。これは業務の遂行自体が問題の解決に資するよう設計されていることが重要になる。すなわち、環境や社会問題への対応が通常業務からかい離したのではなく、本業において CSR を行うことが求められるのである。

1-2. アメリカ

次に、アメリカにおける CSR の概念についてみていく。アメリカの CSR の特徴は「フィ

ランソロピー×地域社会」と表現できる。まず、フィランソロピーとは典型的には金銭を慈善団体等に寄付することを意味する。これは、1970年代に起きた数々の社会・政治的不祥事により企業は自社の利益だけでなく社会貢献活動をする必要だという世論の高まりから徐々に浸透し始めた。

一方、地域社会については、アメリカ企業が語る社会的責任の「社会」とは「地域社会(コミュニティ)」と読み替えられるのではないと思われるほど地域社会志向が強い。これはアメリカの生い立ちそのものに所以している。地域社会がまず形成され、それから州ができ、最後に国家が成立したアメリカの地域社会に対する思い入れは相当強い。成功したものが地域社会に何らかのかたちで利益の一部を還元することは何よりも優先されるべきことだと理解されている。そのような社会的責任を果たさないものは政治的にも大きなリスクを負うのであり、企業は政治的な発言力を維持するためにも、リスク管理の一環としても地域社会とのつながりを強くしておかなければならない。このようなことからアメリカのCSRの核は、「利益を地域社会に還元すること」と言い表せる。

1-3. 日本

最後に、日本におけるCSRの概念についてみていく。日本のCSRの特徴としては、「環境+法令遵守+社会貢献」と表現できる。特徴として、ヨーロッパと違い日本企業のCSRにおける関心は環境問題が中心であるということがあげられる。また、ヨーロッパやアメリカではCSRとは別物として考えられている法令遵守にも重きが置かれている。これは2000年代になり雪印食品の牛肉偽装や三菱自動車のリコール問題など、法令違反に関する企業不祥事の頻発を機にCSRという言葉を取り入れたことによる部分が大きい。日本のCSRにおいて法令遵守や環境問題に取り組むことはとても重要なことだと考えられてきたが、近年、環境問題だけでなく社会問題にも取り組む企業が増加しつつある。また、CSRと法令遵守には質的差異があるとの理解が企業関係者に浸透しつつある。最後に、社会貢献に関してだが、日本はアメリカ型CSRを輸入したといえる。日本の企業がアメリカに進出して長い年月が経ち現地の経済にも多大な貢献をしてきたにもかかわらず、貿易摩擦に火がつくと日本企業はアメリカ社会に受け入れられていなかったことが明らかになった。この経験が多くの日本企業を社会貢献事業に駆り立てることになった。これと同時にアメリカの考え方が日本に輸入され国内では社会貢献事業のブームが起こった。その後、バブルの崩壊とともにフィランソロピーを耳にする機会は少なくなったが、フィランソロピーの重要性についての意識は、今日の企業のCSR観に強く影響している。

第二節 動物愛護の現状と課題

2-1. 動物倫理

動物愛護は動物への配慮を求める運動の総称として日本で最も一般的に使われる言葉である。動物愛護という言葉が生まれたのは、明治時代だと言われている。文明開化に伴い

1869年に馬車が日本に伝来し交通手段として発展したことから、それによる馭者の馬の取り扱い、すなわち虐待行為が問題となり、大規模な運動が巻き起こる。馬の残酷な取り扱いを問題視した、キリスト教牧師の広井辰太郎が1902年に、日本初の動物愛護団体「動物虐待防止会」を設立。動物虐待防止会は、動物虐待を社会問題の1つとして捉え、普及啓発、教育、ロビー活動等を展開し、1908年に「動物愛護会」と改称した後は犬猫の保護にも力を入れ始めた。この「動物愛護会」への改称こそ、歴史的に初めて「動物愛護」という言葉を用いた瞬間であると考えられている。また、日本では、「動物愛護」という表現が用いられる傾向が強いが、欧州などでは「動物保護」という言い方をする。「人間と動物との違いを前提にして人間が動物を保護の対象にしている」と考えるのが欧州であり、日本の動物愛護は人間と動物との連続性・相互性を認めたとうえで愛護という言葉が含む「かわいがる」気持ちに重点がある」という。(「イギリスと日本における動物実験規制—動物観から見た法制度設計」城山英明・西川洋一編『負の再構築3 科学技術の発展と法』東京大学出版会, 2007年) このように、動物愛護という言葉は、日本でしか使用されない言葉で、明確な定義というものはなく、日本では、動物を愛して守るような思想・行動を動物愛護と呼んでいる。

動物愛護の問題をみていく前に、動物愛護という考え方と並んでよく議論される二つの動物倫理もここで紹介する。1つ目の動物倫理は「動物の権利」論である。これは、動物も人間と同じように権利を持っているという主張である。動物の権利論を主張する現代の代表的な論者として以下の三人が有名である。まずは、ピーター・シンガーの功利主義の立場から動物愛護を考えた理論である。動物は、「種」として差別されないのであり、動物にも人間と同じように「苦痛」を感じる能力があるため、動物を苦しめている動物実験や肉食などからは解放されなければならないという。また、功利主義の立場から、動物に対する不当な扱いを、人種差別や性差別と同様に種差別ととらえ、それを批判し、個々の利益に配慮した平等を主張する。次は、弁護士のスティーブン・ワイズである。ワイズは人間のような認知能力・コミュニケーション能力や感情を持つチンパンジーなどの類人猿には、人間と同様に権利が保障されるべきであると主張する。3人目は、トム・レーガンである。レーガンはワイズと同じように動物の感覚・認知能力などに着目して、動物も「生の主体」であり権利を有すると主張する。以上のように動物の権利論は動物にも権利があるため、人間が動物を利用するような行為である食肉・毛皮利用、動物実験、動物園・水族館での展示などを一切認めないとする考え方である。

二つ目の動物倫理は「動物の福祉」論である。これは動物に人間と同様に権利が保障されるべきだとはみなさない点で動物の権利論とは異なる。動物の福祉論の考え方は、イギリスで動物実験のための「三Rの原則」が提唱されたことに始まる。三Rの原則とはReduction(動物実験をできる限り削減すること)、Refinement(実験をする場合にはできる

だけ動物に苦痛を伴わない方法で行うこと)、Replacement(動物実験に代替できる方法があるときはそれを用いること)である。動物の福祉論では、動物実験自体は否定されていないが、動物にできるだけ苦痛や精神的肉体的負担をかけないということに主眼が置かれている。また、動物の福祉論では、「五つの自由」が提唱されている。「飢えと渇きからの自由」「不快からの自由」「遺体、障害、病気からの自由」「正常な行動を表現する自由」「恐怖と苦痛からの自由」である。動物の福祉論では、畜産動物や動物実験などで動物を人間が利用することは許されると考えられているが、できるだけ苦痛を伴わない方法が用いられなければならない、動物が活着している間は快適な生活を送ることができるように人間が配慮しなければいけないということになる。

2-2. 動物愛護管理法

次に、動物愛護をめぐる日本の法制度についてみていく。動物愛護管理法とは「動物の愛護及び管理に関する法律」の略称で、第1条でその目的を定めている。動物の虐待・遺棄などの防止、動物の適正な取り扱い、動物の健康・安全の保持などを図ることによって、国民の間に動物愛護精神を芽生えさせ、生命尊重、友愛・平和の精神も高めていくという目的が定められている。そして、それにより人間と動物とが共生する社会が実現することを目指している。第2条では基本原則が定められている。人が命ある動物をみだりに殺害・虐待するのを禁止し、人と動物との共生という目的のもとづき動物を適切に取り扱うことが述べられている。また、動物愛護管理法の対象となる動物は、野生動物を除いて、原則人とかわり合いがあるすべての動物であるが、条文によっては対象から外される動物もある。とくに、実験動物や畜産動物が対象外となる例が多い。

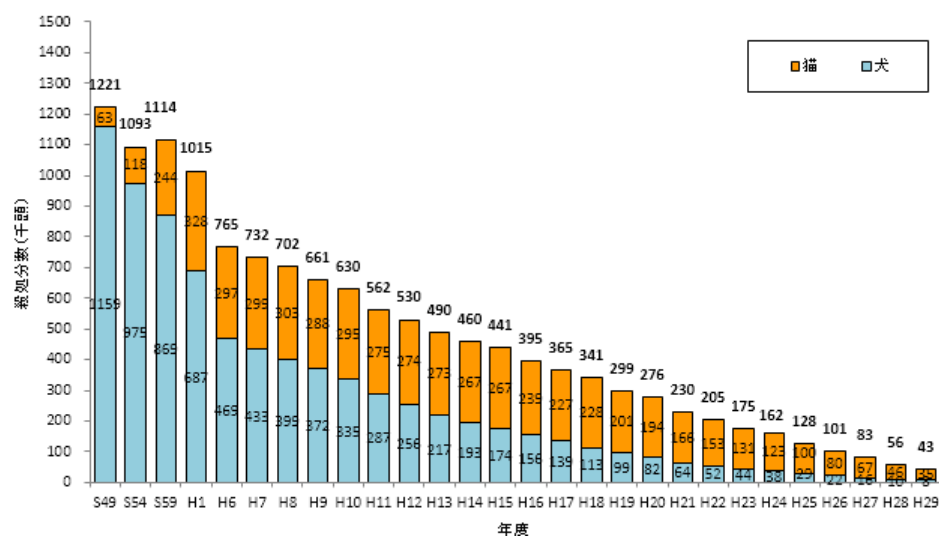
動物愛護管理法は1973年に制定されてからこれまでに、動物に関する世論の高まりに応じて、数回にわたり法改正が行われてきた。特に、平成に入ってから3度の改正が行われている。ここでは、主に2012年の改正を踏まえた現行の法律内容をみていく。この改正では、人間と動物の共生という目的を定め、飼い主責任の強化、動物取扱業者への規制の強化、行政の引き取り拒否などが実現した。飼い主責任の強化に関しては、飼い主の終生飼養の責務が盛り込まれた。原則、飼い主は、動物が死ぬまで世話をして育てていく努力をしなければいけない。飼育を放棄したりすることは許されないのである。また、動物の繁殖に関しても、増えすぎないように不妊・去勢手術をして過剰な繁殖を防ぐ責務も盛り込まれた。次に、動物取扱業者への規制の強化について、ペットショップなどは2005年の改正で届出制から登録制になっている。動物愛護団体などを中心に、登録制を許可制にバージョンアップすべきという主張もされていたが、2012年の改正でも許可制は実現しなかった。動物取扱業者への規制において2012年の改正で特筆すべきこととして、「56日規制」が定められたことがあげられる。これは、生まれて56日経っていない犬猫の販売を禁止する規制である。幼い時期に親や兄弟から引き離してしまうと社会性が身につかず、噛み癖や吠え癖などの問題行動を引き起こす可能性が高いためである。日本では幼い犬や猫が好

まれてきたが、飼ってみると問題が起こり、結局遺棄したり虐待したりする飼い主が多く、それが殺処分へもつながっていた。殺処分に歯止めをかけるためにも56日規制は非常に重要な規制であり、動物愛護先進国であるドイツでもあたりまえになっている。しかし、ペットショップなどの業界団体が、日本の犬はドイツなどより小さいため45日規制で十分であると主張し、改正後当面3年間は45日規制となり、その後2016年から49日規制となっている。2018年1月時点で、いつ56日規制になるのかはまだ決まっていない。次に行政の引き取り拒否についてである。2012年の改正で犬猫販売業者にも、終生飼養責務が課された。販売業者は販売が困難となった犬や猫でも原則一生面倒をみていく努力をしなければならない。これは、犬猫などの大量遺棄や殺処分などを減らしていくことが狙いである。飼い主および犬猫販売業者に終生飼養責務が課されたことにより、行政(都道府県など)が犬猫の引き取りを拒否することができるようになった。もちろん、原則行政は、犬猫などの引き取りに関して所有者から求められたときは引き取らなければいけない。ただし、終生飼養責務の趣旨に照らして、引き取らねばならない相当な理由がないと認められるときは引き取りを拒否できる。たとえば、飼うのが面倒になったという理由やペットショップで売れ残ったからという理由での引き取りは拒否できるようになった。これにより、飼い主の安易な飼育放棄や、販売業者が売れ残った犬猫などを安易に行政に持ち込むことに歯止めをかけ、殺処分などの減少につなげるという狙いがある。

以上の、日本の法制度を踏まえたうえで、動物愛護をめぐる様々な問題の中から、ここでは「犬猫の殺処分」と「動物実験」に焦点を当て、動物愛護の問題を考えていく。

1-3. 犬猫の殺処分

日本の犬猫の殺処分は、法規制の効果もあり、環境省の統計によると年々減少している。



(環境省「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」より)

しかし、結果としての殺処分数を減らそうとするあまり、問題も生まれているのが現状である。日本では、犬猫に関して何歳から繁殖させていいか、一匹につき何回まで繁殖させていいかなどの繁殖制限がなく大量生産されるため、売れ残りや不良品がでてくる。すでに述べたように、動物愛護管理法の改正で行政が引き取りを拒否できるようになったことにより「引き取り屋」と呼ばれる業者が暗躍する機会が生まれたのである。引き取り屋はペットショップなどで売れ残った犬や猫を安価で買い取り、劣悪な環境の下で飼育・監禁を行う業者のことである。また、環境省などが呼びかけ始めた「殺処分ゼロ」という目標が行政にプレッシャーを与え、各自治体では引き取りを過剰に拒否する傾向も増えているという。また、目標達成のために収容能力を超えているにもかかわらず、行政から犬猫を引き取る動物愛護団体も増えているという。これらの現状を踏まえ、動物愛護団体などが国に要請していることは、ペットショップなどの動物取扱業者へのより厳しい規制である。日本では、ペットショップなどの生体販売により多くの犬猫が販売されているが、ドイツや他の欧州の国々では生体販売を行うペットショップはほとんど見当たらない。欧州の国々では、ペットショップはペットフードなどのペット用品を販売する場となっている。このように生体販売を原則禁止することによって、売れ残った犬猫の終生飼養や販売中のケアといった難しい課題を抜本的に解消できる。そして、犬や猫を飼いたいものが動物保護施設などから犬猫を譲渡されることによって、殺処分をゼロに近づけることが可能になると考えられている。とはいえ、動物取扱業者への規制は、段階を踏むのが現実的であるため、ドイツでは当然の規制となっている「56日規制」の早期実現をはかることが先決である。また、ペットショップなどは、許可制ではなく登録制になっているが、引き取り屋に売れ残った犬猫を販売するペットショップの存在という課題を解決するためにも、厳しい審査を経た許可制が不可欠である。許可制であれば許可が取り消された場合、再度許可されるのはきわめて難しく、動物取扱業者の適正化という点からは許可制を導入すべきとの意見が多くなっている。

1-4. 動物実験

犬猫の殺処分とともに日本で議論となっている問題に動物実験がある。従来、動物実験推進派と実験否定派との厳しい対立構造がある。実験を推進する研究者や製薬会社などは、特に人類の健康保全・推進のためには動物実験が不可欠であると主張している。実際に、医薬品・医療技術の開発・発展によって多くの人間が救われてきたことも事実である。その一方で、動物実験は本当に必要なのか、動物と人間が構造上異なっているのに、動物実験で新薬の有効性・安全性が証明されてもそれをそのまま人間にあてはめられるのか、動物実験の先には必ず人体実験が待っている、といった批判もある。(野上ふさ子『新・動物実験を考える—生命倫理とエコロジーをつないで』三一書房、2003年)

ドイツやEUでは、動物実験の代替法の開発を推進し、将来的に動物実験を廃止していく方向性を打ち出している。ここでは、動物実験において日本が自主規制の立場をとっている

ることに関して、いくつかの問題点をあげていく。

日本では、各省庁のガイドライン、日本学術会議のガイドラインにもとづいて、実験施設が内部規定を設けて動物実験をしている。そのため、外部の者が確認することも難しく、そもそもどれくらいの動物実験がどのように行われているのかは、関係省庁ですら十分に把握していない。あくまでも、実験施設が自主的に管理しているにすぎない。その結果、たとえば、いくつかの大学の動物実験正接で問題が生じているという。最近では、山口大学で動物実験の計画書が必要なのに、計画書の提出がなく実験が行われていたり、岐阜大学では実験施設の老朽化により実験動物が劣悪な環境の下におかれ、病気にかかったりしているなどの報告がされている。また、化粧品などの開発のための動物実験は、ドイツなどでは法的に禁止されているが、日本では規制されていない。日本では化粧品や薬用化粧品のために、ウサギなどを用いた動物実験が行われてきた。たとえば、シャンプー剤の毒性・安全性をテストするために、ウサギを固定し、目に薬品を入れる。この動物実験によりウサギは、目が充血したり、目から出血したり、失明するというケースもあるという。世界では、「美しさのために犠牲はいらない」という合言葉にもとづいて、化粧品のための動物実験を禁止することが潮流となっている。近年は、日本でも動物愛護団体の反対運動によって、大手化粧品会社は動物実験を中止・廃止せざるを得なくなっている。そして、動物を用いない試験法が確立してきている。これらの動物実験の問題を解決する方法としては、ドイツのように、国が動物実験を監督し許認可を与える制度を導入することや第三者評価機関が動物実験の自主規制を審査し、妥当かどうか評価するというシステムを導入するということが現段階では考えられている。また、動物実験施設も届出制にして、どのような動物実験をどれくらい行っているのかを、国または都道府県などに報告する義務を導入すべきとの声も上がっている。

第2章 ケース分析編

1. L'Oréal

世界最大の化粧品会社。美と健康というイメージが強い業種であるだけに、クリーンエネルギーや廃棄物削減などの環境 CSR 活動にも積極的だが、ここでは動物実験にかかわる人工皮膚の開発の取り組みを取り上げる。

ロレアルは、新製品のテストなどに使う人工皮膚を作るため人体組織の 3D プリント技術を持つ Organovo と提携した。Bloomberg がこの提携について詳しく伝えている。その記事によると、ロレアルは人工皮膚の培養の先駆けで、フランスに「Predictive Evaluation Center」なる専用施設まで持ち、最近新たに上海にも研究所を作っているという。

「Predictive Evaluation (直訳：予測的評価)」とは、具体的には新製品や新素材が人間の皮膚や目に与える影響をテストするという意味を持つ。多くの化粧品会社ではいまだに動物実験に頼っているが、ロレアルは動物の代替とするために 1980 年代には人工皮膚培養を

開始し、今では動物実験を完全にゼロにしている。また、ロレアルが作る皮膚サンプルの半分は自社の製品テストに使われ、半分は外部の製薬会社や競合化粧品会社に販売されている。しかし、培養に手がかかる分、皮膚サンプルはとても高価なものとなっている。2011年時点では、1 サンプルだけで 70.62 ドル（現在為替で約 8600 円）だという。そこで、ロレアルと Organovo の提携の話になる。米国カリフォルニア州サンディエゴにあるその研究所では、すでに約 10 年ほど人体組織の 3D プリント技術を開発しており、彼らはこれまで製薬会社や医療施設と提携したことはあったが、化粧品会社との提携はこれが初めてになる。Organovo の手法はバイオプリンティングと呼ばれ、指定した構造の細胞をプリントできる極めて精細なプリンタヘッドを使っている。ロレアルは、自社で長年積み上げてきた経験と Organovo の新たな技術を組み合わせて、人工皮膚をより安価に早く大量に作ろうとしている。これにより、ロレアル以外の企業での人工皮膚利用が進み、その分動物実験が減っていくことにつながるのではないかとされている。

ロレアルの CSR には理論編でみたようなヨーロッパ的な CSR の側面があらわれている。1980 年代から社会問題である動物保護の問題に向き合い、自主的に動物実験をなくす活動を行っている。また、その技術を利用して皮膚サンプルの販売を行うなど、本業と乖離した CSR 活動ではなく、社会面および環境面への配慮を通常の業務の中に統合することができている点も、業務の遂行自体が問題の解決に資するよう設計されていることを重視するヨーロッパ的な側面といえる。

2. Zappos.com

アメリカ合衆国ネバダ州ラスベガスに本拠を構える靴を中心としたアパレル関連の通販小売店。1999 年に創業したが、2008 年には 10 億ドルの売上を達成し、2010 年には米フォーチュン誌が選ぶ「働きがいのある企業 100」ランキングで 15 位を記録する。

ザッポスは、犬猫の殺処分をなくすべく、活動している団体からペットを引き取った人に対して、ワクチン接種といった引き取りに要した費用を支給するという活動を行った。加えて、1 件の引き取り成立につき 150 ドル、最大 1,100,000 ドルの寄付を動物愛護団体に対して行うという活動も行った。この里親支援 CSR 活動は、期間が感謝祭（11 月の第 4 木曜日）翌日であるブラック・フライデーから翌月曜日のサイバー・マンデーまでの 4 日間限定であるのが特徴である。この期間は、アメリカでの年末商戦の皮切りとなっており、家族へのプレゼントとしてペットを…と考えている人に向けて、「新しいペットを買うよりも、施設で死を待つ命を助けませんか」と呼びかけるものになっている。この活動にも理論編で述べたアメリカ的な側面が現れている。アメリカの CSR の特徴は「フィランソロピー×地域社会」であったが、フィランソロピーとは典型的には金銭を慈善団体等に寄付することを意味すると理論編で述べた。ペットを引き取った人に対し、引き取るまでにかかった費用を支給することで引き取りに対する人々の金銭的負担を軽減させるだけでなく、引き取り成立により動物愛護団体に寄付をするという点でフィランソロピーが実践されて

いるといえる。また、ザッポスは他にも、社員が取れる Paid Volunteer Time Off、すなわち有給ボランティア休暇の事例でも有名である。これは社員に休暇を与え、地域活動への参加を積極的に奨励するという活動である。これには、理論編でみたアメリカ特有の地域社会への貢献を重視するという側面があらわれている。

3. 共立製薬株式会社

ペット及び家畜向けの動物用医薬品を扱う医薬品企業。共立製薬株式会社は CSR 活動として、「環境への取り組み」、「事業活動での取り組み」、「人権への取り組み」を行っているが、ここでは動物愛護の問題に関わる活動を行っている「事業活動での取り組み」についてふれる。

事業活動での取り組みとして、「ペットオーナー、生産者、顧客、取引先の満足と信頼を得る」という目標を掲げており、その活動として犬・猫に装着するマイクロチップの普及活動に取り組んでいる。地方自治体に引き取られる犬猫のうち 8 割以上が所有者不明である現状において、犬猫にマイクロチップを装着することで、かなりの数の犬猫を所有者に返還することが可能になり、殺処分数の減少にもつながるといえる。また、共立製薬株式会社はこの他にも、動物病院を窓口とした“Veterinary Adoption”（ベテリナリーアドプション）という里親マッチングサイトを 2013 年に開設した。“Veterinary”とは獣医という意味で、“Adoption”が養子縁組という意味を持つように、このサイトは動物病院が保護犬や保護猫の譲渡活動をサポートする理念のもと、この理念に賛同する日本全国の動物病院に保護されている、もしくは動物病院が里親探しをしている犬猫たちを動物病院が実際の出会いの場となり、新しい家族へ譲渡されるという今まで存在していなかった新しい形のマッチングサイトとなっている。動物病院で簡易的な健康診断、ワクチン接種等を行ってから譲渡になる為、健康面や衛生面でも安心して家族に迎え入れることが出来るようになっている。また、2011 年に起きた東日本大震災の際は、福島県動物救護本部（福島県獣医師会、福島県、郡山市、いわき市、支援団体で構成）のシェルターに保護された被災ペットたちの譲渡を進めるため、新たに被災ペット譲渡受付特設ページを設置するなどして、被災ペットの譲渡活動にも取り組んだ。

共立製薬株式会社の CSR 活動にも理論編でみた日本的側面が表れている。日本の CSR の特徴としては、「環境+法令遵守+社会貢献」と表現していたが、共立製薬株式会社では「環境への取り組み」、「事業活動での取り組み」、「人権への取り組み」を行っていた。事業活動の取り組みの中で、「公正な取引をする」という目標も掲げられていることから、法令遵守に関しても重視されていることがわかる。

4. 小林製薬

医薬品、医薬部外品、芳香剤、衛生材料などを扱う医薬品企業。小林製薬は CSR 活動の理念として「事業活動を通じてお客さまに貢献すること」、「地域社会・自然環境への『快』

を追求する」ことを掲げている。

動物愛護に関する活動としては、2004年から動物愛護の3R（動物を使用しない実験に置き換える・動物使用数を削減する・動物への苦痛を減らす）の精神に基づいて、動物実験代替法導入や動物実験削減などに取り組む。近年、高まりつつある動物実験反対運動の影響もあり、動物実験に替わる試験法の検討をさらに進めることとし、従来のウサギを使用した皮膚刺激試験や眼刺激試験は市販されている培養皮膚、培養角膜キットを用いた評価に、モルモットを使用した皮膚感作性試験は、試験管内でペプチド結合させ分析機器での評価に、ハムスターの頬袋を使っていた口腔粘膜試験は培養細胞を用いる試験に、というように、動物を使わない試験に代替し始めている。この他の活動としては、廃棄物削減やリサイクルなどの環境に関する活動、また、社会・地域への貢献として小学校に洋式トイレを寄贈したり、東日本大震災後には宮城県の貞山運河沿いに桜を植樹したりするなどの活動を行っている。

このケースにおいても、環境面を重視しつつも、理論編でアメリカ型CSRを輸入したと述べた日本的CSRの側面が表れている。動物実験という社会問題に向き合いつつ、小学校への洋式トイレの寄贈や桜の植樹活動などの地域への社会貢献も行っている点において、アメリカ型の地域社会への貢献を重視する特徴が表れているといえる。また、桜の植樹活動においては環境を重視しつつも、震災復興という地域への社会貢献にも重きを置いている日本ならではのCSR活動といえる。

第3章 まとめ・提言

前章まで、動物愛護の問題をCSR活動とともにみてきたが、動物愛護の問題の解決においては法規制の存在が極めて重要であることがわかった。法規制に関しては行政の協力が必要になってくるが、ここでは企業として何ができるかについて提言していきたい。また、犬猫の殺処分と動物実験にわけて、まとめ・提言を行っていく。

犬猫の殺処分に関して、この問題を解決するためには理論編で述べたような「引き取り屋」の存在を規制し、「56日規制」や繁殖の制限などの規制を日本でも行うべきである。また、動物取扱業者の許可制を法律化することで、動物取扱業者の適正化が必要である。ただし、法規制を変えるにはかなりの期間を要するため、企業はできることから地道に行っていく必要がある。企業ができることとしては行政や民間の動物愛護団体の譲渡会に理解を示し、場所の提供を行うことが挙げられる。都心の広場やショッピングモールなど開かれた空間で行われることで動物たちに目をとめてくれる人が増えるため、このような場所の提供は重要である。また、日本においては不妊・虚勢手術やシェルターなどに対する行政の支援を強化することも大きな課題となっているため、動物保護団体や施設への経済的支援などを行うことが挙げられる。また、動物を飼わない人々にも命の大切さなどの生命

倫理を考える機会を与える必要があると考える。現在、小学校などでは道徳の授業があるが、それと同様に生命倫理を考える教育プログラムを企業が開発することもできるのではないかと考える。そして、最終的には、行政と協力し授業の中に取り入れられればさらによいのではないかと考える。

動物実験に関しては、動物実験に代わる代替物の研究、開発を行い、動物実験を廃止するという取り組みを企業が自主的に行うことが行政の絡まない部分でできることである。しかし、現在では動物実験に関して代替物での実験を行うかどうかは各企業に任されている状況である。化粧品のための動物実験は大手化粧品会社では中止・廃止する方向になっているが、これも動物愛護管理法の下で禁止するべきである。そこまでいかなくとも、まずは動物実験施設を届出制にして、動物実験に関して行政(関係省庁、都道府県)へ報告させる仕組みをつくるべきである。現在、行われている動物実験が本当に必要な動物実験であるのかを行政がきちんと把握することが必要であると考えられる。また、実験動物たちが置かれている環境に関しても、この届出制にすることで行政がチェックをし、改善が必要であれば実験施設に勧告し、改善させることができるようにすべきである。上記のように、行政を変えるにはかなりの時間がかかるため、企業としてそれまでにできることとして、動物実験をすでに代替物での実験にしている企業が集まり、動物実験に関するガイドラインを作成することができるのではないかと考える。現在、動物実験は各実験施設の自主規制によってなされているため、まずは統一されたガイドラインを作り、全員がそのガイドラインに従うことで、無駄な動物実験が行われずにすむのではないかと考える。そして、そこでできたネットワークを通じて、行政に動物実験に関する規制の改正などを訴えていければ、長期的ではあるが行政も動かせるのではないかと考える。

犬猫の殺処分と動物実験のどちらにおいても、根本的に問題を解決するためには行政の協力が不可欠になってくる。行政を企業が動かすにはかなりの時間と労力がかかるため、動物愛護を支援する企業が集まり、動物愛護団体と協力し法規制の改正などを行政に訴え続けることが必要である。

おわりに

本論文で、動物愛護の問題をとりあげたのは、犬猫の殺処分や動物実験に関して何かできることはないかと考えたからである。来年から、民間企業に就職し、働くうえで、動物愛護に関して自分が何かできることがあるのだろうかと考えたときに、CSR という側面からであれば、動物に関する企業でなくともできることがあるのではないかと考えた。動物愛護という問題を CSR で取り扱っている企業が少ない現状のなか、動物愛護の問題を CSR で解決する具体的な方法を導くことはできなかった。しかし、本論文を通じて感じたのは現状を変えたいという思いをまずは持つことが大切だということである。企業の CSR に関しても、今後、動物愛護の問題に取り組む企業が増えることに期待したい。

最後に、本論文を書くにあたって、さまざまな意見、アドバイスをくださった高浦先生、

高浦ゼミのゼミ生の皆さんに感謝の意を述べたいと思います。ありがとうございました。

以上

参考文献

「動物保護入門—ドイツとギリシャに学ぶ共生の未来、浅川千尋 有馬めぐむ」

公益財団法人神奈川県動物愛護協会 HP

<http://www.kspca.jp/aigo-info/aigo-top.html>

ロリアル

<https://wired.jp/2015/06/05/3-d-print-human-skin/>

共立製薬株式会社 HP

<http://www.kyoritsuseiyaku.co.jp/company/csr.html>

共立製薬株式会社ベテリナリーアドプション HP

<https://www.veterinary-adoption.com/aboutus/>

小林製薬 HP

<https://www.kobayashi.co.jp/contribution/society/experiments.html>